

特定教育・保育施設(確認検査基準)

※認定こども園・幼稚園・保育所共通

第1 基本原則	1	第4 利用者負担額の基準	8
第2 利用定員に関する基準	2	1 利用者負担額の徴収(実費徴収、上乗せ徴収含む)	8
第3 運営に関する基準	2	第5 会計の区分	8
1 内容及び手続きの説明及び同意	2	第6 保育に関する基準	9
2 応諾義務(正当の理由のない提供拒否の禁止)	3	1 子どもの心身の状況の把握	9
3 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	3	2 小学校等との連携	9
4 市が行うあっせんへの協力	3	3 事故発生時の対応・事故の再発防止	9
5 利用調整への協力	3	4 提供する教育・保育の質の向上	9
6 教育・保育提供困難時の対応	3	5 教育・保育の提供の記録	9
7 受給資格等の確認	4	6 幼稚園要録、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供・・・	10
8 支給認定申請の援助	4	7 相談及び援助	10
9 施設型給付等の額の通知	4	第7 記録の整備	11
10 評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)	4			
11 利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)	4			
12 運営規程の策定	5			
13 勤務体制の確保等	5			
14 定員の遵守	5			
15 掲示	5			
16 差別の禁止	5			
17 虐待等の禁止	6			
18 懲戒に係る権限の濫用禁止	6			
19 非常災害時の体制整備	6			
20 秘密保持、個人情報保護	6			
21 情報の提供	6			
22 利益供与等の禁止	7			
23 苦情解決	7			
24 苦情解決に関する市への協力	7			
25 地域との連携	7			

(凡例) 以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令等	略称
1	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)	法
2	八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例(平成26年9月24日条例)	市確認条例
3	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)	平26府令39

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第1 基本原則	(1) 特定教育・保育施設は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっているか。	平26府令39第3条第1項 市確認条例第3条第1項	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっていない。	C
	(2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めなければならない。	小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。	平26府令39第3条第2項 市確認条例第3条第2項	小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めていない。	B
	(3) 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、八王子市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接な連携に努めているか。	平26府令39第3条第3項 市確認条例第3条第3項	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接な連携に努めていない。	B
	(4) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を行う等の措置を講じなければならない。	人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。	平26府令39第3条第4項 市確認条例第3条第4項	人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じていない。 人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置が不十分である。	C B
	(5) 特定教育・保育施設は、その事業活動を通じて障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。)の受注の機会の増大に協力するよう努めるとともに、特定教育・保育施設を行う者にあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。	障害者就労施設等からの受注の機会の増大に協力するよう努めているか。	市確認条例第3条第5項 <市独自>	障害者就労施設等からの受注の機会の増大に協力するよう努めていない。	B
		障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めているか。	市確認条例第3条第5項 <市独自>	障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めていない。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第2 利用定員に関する基準	(1) 特定教育・保育施設(認定子ども園及び保育所に限る。)の利用定員の数は20人以上となっていないなければならない。	利用定員の遵守をしているか。	平26府令39第4条第1項 市確認条例第4条第1項	利用定員が20人以上となっていない。	C
	(2) 次のアからウに掲げる施設の区分(ただし法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「3号認定子ども」))の区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定める。)に応じた、区分ごとの利用定員となっていないなければならない。 ア.認定子ども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども(以下「支給認定子ども」)の区分 イ.幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(以下「1号認定子ども」)の区分 ウ.保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2号認定子ども」)の区分及び3号認定子どもの区分		平26府令39第4条第2項 市確認条例第4条第2項	各区分ごとの利用定員となっていない。	C
第3 運営に関する基準	1内容及び手続きの説明及び同意	重要事項等を交付し説明を行い、同意を得ているか。	平26府令39第5条第1項 市確認条例第5条第1項	重要事項等を交付し説明を行い、同意を得ていない。	C
	(2) 利用申込者から申出があつた場合、(1)の文書に変えて、利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、平26府令39第5条第2項各号及び第3項に掲げる方法(以下「電磁的方法」)により提供しなければならない。	利用申込者から申出があつた場合、重要事項を電磁的方法により提供しているか。	平26府令39第5条第2項・第3項 市確認条例第5条第2項	重要事項等の交付や、利用申込者の同意の取得が不十分である。 申出があつたにも関わらず電磁的方法により提供していない。	B C
	(3) 電磁的方法により(1)に規程する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ア.電磁的方法のうち施設が使用するもの イ.ファイルへの記録の方式	電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	平26府令39第5条第5項 市確認条例第5条第4項	電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。	C
	(4) (3)の承諾を得た特定教育・保育施設は、利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつた時は、利用申込者に対し、再び(3)の承諾をした場合を除き、(1)に規程する重要事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。	(3)の承諾をした場合を除き、重要事項の提供を電磁的方法により行っていないか。	平26府令39第5条第6項 市確認条例第5条第5項	(3)の承諾をした場合を除き、重要事項の提供を電磁的方法により行っている。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
2応諾義務(正当の理由のない提供拒否の禁止)	(1) 特定教育・保育施設(私立保育所を除く)は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んではならない。	理由のない提供拒否をしていないか。	法33条第1項 平26府令39第6条第1項、附則第2条第1項 市確認条例第6条	正当な理由がないにも関わらず支給認定保護者の利用の申込みを拒否している。	C
	(2) 私立保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けた時は、正当な理由なくこれを拒んではならない。	私立保育所の委託を拒否していないか。	平26府令39附則第2条第2項	正当な理由がないにも関わらず市から保育を行うことの委託を拒否している。	C
3定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	(1) 特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。)は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している1号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設の利用者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(以下「選考方法」)により選考しなければならない。	認定子ども園及び幼稚園の1号認定子どもの利用定員を超える場合は公正な方法により選定を行っているか。	法33条第2項 平26府令39第6条第2項 市確認条例第6条第2項	基準に基づく選考その他公正な方法による選考を行っていない。 選考方法が不十分である。	C B
	(2) 特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る)は、利用の申込みに係る2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該施設の2号認定子ども又は3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考しなければならない。	認定子ども園及び保育園の2号認定子ども及び3号認定子どもの利用定員を超える場合は優先的に利用できるよう選定を行っているか。	法33条第2項 平26府令39第6条第3項 市確認条例第6条第3項	優先的に利用できるよう選考していない。 選考方法が不十分である。	C B
	(3) (1)から(2)までの施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で選考しなければならない。	選考方法を明示した上で選考を行っているか。	法33条第2項 平26府令39第6条第4項 市確認条例第6条第4項	選考方法をあらかじめ明示した上で選考していない。 明示方法が不十分である。	C B
4市が行うあっせんへの協力	特定教育・保育施設は、施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	あっせん・要請に対し協力しているか。	法33条第2項 平26府令39第7条第1項 市確認条例第7条第1項	あっせん及び要請に対し、協力ができていない。	B
5利用調整への協力	特定教育・保育施設(認定子ども園又は保育所に限る。)は、2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する支給認定子どもに係る当該施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	調整・要請に対し協力しているか。	法33条第2項 平26府令39第7条第2項 市確認条例第7条第2項	調整及び要請に対し、協力ができていない。	B
6教育・保育提供困難時の対応	特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	提供が困難な場合、適切な措置を速やかに講じているか。	平26府令39第6条第5項 市確認条例第6条第5項	提供が困難な場合に、他の施設や事業を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じていない。	C
		措置が不十分である。		B	

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分	
7受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめなければならない。	受給資格等の確認を行っているか。	平26府令39第8条 市確認条例第8条	受給資格等を確認していない。	C	
				受給資格等の確認が不十分である。	B	
8支給認定申請の援助	(1) 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	支給認定申請に対する援助を行っているか。	平26府令39第9条第1項 市確認条例第9条	速やかに申請が行われるよう援助をしていない。	C	
				援助が不十分である。	B	
9施設型給付等の額の通知	(1) 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この13において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。	原則有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう援助しているか。	平26府令39第9条第2項 市確認条例第9条第2項	原則有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう援助していない。	C	
				援助が不十分である。	B	
10 評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)	(1) 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この13において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。	施設型給付費の額を通知しているか。	平26府令39第14条第1項 市確認条例第14条	法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、支給認定保護者に対し通知していない。	C	
				支給認定保護者に対する通知が不十分である。	B	
	(2) 特定教育・保育施設は、(1)の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しているか。	特定教育・保育提供証明書の交付を行っているか。	平26府令39第14条第2項 市確認条例第14条第2項	必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対し交付していない。	C	
				特定教育・保育提供証明書の交付に不備がある。	B	
11利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)	支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	(1) 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	自己評価を行い、改善を図っているか。	平26府令39第16条第1項 市確認条例第16条	自己評価を行い、改善を図っていない。	C
					自己評価やそれに伴う改善が不十分である。	B
		(2) 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	学校関係者評価、第三者評価を公表し、改善を図るよう努めているか。	平26府令39第16条第2項 市確認条例第16条第2項	定期的に支給認定保護者その他特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。	B
		不正受給について市に通知しているか。	平26府令39第19条 市確認条例第19条 市確認条例第35条第2項(3)	偽りその他不正な行為によって支給を受けた又は受けようとした場合は、遅滞なく意見を付して市に通知していない。	C	
				市に対する通知が不十分である。	B	

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
12運営規程の策定	<p>特定教育・保育施設は、次の①から⑩に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日(1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この④において同じ。)及び時間、提供を行わない日 ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 第2の(2)アからウまでに定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 ⑦ 施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(3(1)から(3)に規定する選考方法を含む。) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他施設の運営に関する重要事項</p>	重要事項に関する規程を定めているか。	平26府令39第20条 市確認条例第20条	<p>重要事項に関する規程を定めていない。</p> <p>重要事項に関する規定が一部不適正である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
13勤務体制の確保等	<p>(1) 支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。</p> <p>(2) 支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。</p> <p>(3) 施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>職員の勤務体制を定めているか。</p> <p>特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育の提供が行われているか。</p> <p>研修の機会が確保がされているか。</p>	<p>平26府令39第21条第1項 市確認条例第21条第1項</p> <p>平26府令39第21条第2項 市確認条例第21条第2項</p> <p>平26府令39第21条第3項 市確認条例第21条第3項</p>	<p>職員の勤務体制を定めていない。</p> <p>職員の勤務体制が不十分である。</p> <p>特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供していない。</p> <p>研修の機会を確保していない。</p> <p>研修の機会の確保が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
14定員の遵守	<p>年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。</p>	<p>利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。</p>	<p>平26府令39第22条 市確認条例第22条</p>	<p>利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。</p>	<p>C</p>
15掲示	<p>特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>重要事項の掲示を行っているか。</p>	<p>平26府令39第23条 市確認条例第23条</p>	<p>重要事項の掲示を行っていない。</p> <p>重要事項の掲示が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
16差別の禁止	<p>支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>差別的な扱いをしていないか。</p>	<p>平26府令39第24条 市確認条例第24条</p>	<p>国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的な扱いをしている。</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
17虐待等の禁止	職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	虐待等の行為は行われていないか。	平26府令39第25条 市確認条例第25条	職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っている。	C
18懲戒に係る権限の濫用禁止	特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。)の長たる施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	懲戒に係る権限を濫用していないか。	平26府令39第26条 市確認条例第26条	施設管理者が懲戒に関し必要な措置を採る際、権限を濫用している。	C
19非常災害時の体制整備	(1) 特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を策定し、あわせて非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。	非常災害時に必要な設備の設置、具体的な計画の策定、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、定期的な職員への周知を行っているか。	市確認条例第27条第1項 <市独自>	非常災害時に必要な設備の設置、具体的な計画の策定、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、定期的な職員への周知を行っていない。 上記の内容が一部不適正である。	C B
		(2) 特定教育・保育施設は、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	避難訓練は実施されているか。	市確認条例第27条第2項 <市独自>	定期的に避難訓練を実施していない。
20秘密保持、個人情報保護	(1) 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	業務上知り得た秘密は保持されているか。	平26府令39第27条第1項 市確認条例第28条第1項	正当な理由なく業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしている。	C
	(2) 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 例) 必要な措置・・・規定等の整備・雇用時の取り決め等	業務上知り得た秘密は保持されているか。	平26府令39第27条第2項 市確認条例第28条第2項	子ども又は家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていない。	C
	(3) 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書又は電磁的記録により当該支給認定子どもの保護者の同意を得なければならない。	個人情報保護に関し保護者の同意を得ているか。	平26府令39第27条第3項 市確認条例第28条第3項	情報提供をする際、文書により保護者から同意を得ていない。 保護者からの同意の取得が不十分である。	C B
21情報の提供	(1) 特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	特定教育・保育の内容に関する情報提供を行うよう努めているか。	平26府令39第28条第1項 市確認条例第29条第1項	利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるような情報の提供を行うよう努めていない。	B
	(2) 特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなつてはならない。	特定教育・保育の内容に関する情報提供を行っているか。	平26府令39第28条第2項 市確認条例第29条第2項	施設について広告する内容が虚偽又は誇大となっている。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
22利益供与等の禁止	(1)利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(2)において「利用者支援事業者等」という。)、施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	利益供与等が行われていないか。	平26府令39第29条第1項 市確認条例第30条第1項	利益供与等が行われている。	C
	(2)利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	利益収受等が行われていないか。	平26府令39第29条第2項 市確認条例第30条第2項	利益収受等が行われている。	C
23苦情解決	(1)特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	苦情解決の窓口の設置等必要な措置を講じているか。	平26府令39第30条第1項 市確認条例第31条第1項 市確認条例第35条第2項(4)	保護者その他の家族からの苦情に迅速に対応するために、受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。 苦情に関する必要な措置が不十分である。	C B
	(2)苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	苦情内容等を記録しているか。	平26府令39第30条第2項 市確認条例第31条第2項	苦情について、その内容等を記録していない。 記録が不十分である。	C B
	(3)特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	市が実施する事業へ協力しているか。	平26府令39第30条第3項 市確認条例第31条第3項	苦情に関して市が実施する事業に協力していない。	B
24苦情解決に関する市への協力	(1)法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	市への協力とともに、指導又は助言に従い改善を行っているか。	平26府令39第30条第4項 市確認条例第31条第4項	市への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じない。 市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	C C
	(2)市からの求めがあった場合には、(1)の改善の内容を市に報告しなければならない。	市へ報告しているか。	平26府令39第30条第5項 市確認条例第31条第5項	市が求めた改善内容を市に報告していない。	C
25地域との連携	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	地域との交流に努めているか。	平26府令39第31条 市確認条例第32条	地域との交流に努めていない。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第4 利用者負担額の 基準 1利用者負担の 徴収(実費徴収、 上乗せ徴収を含 む)	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。(2)、(3)において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る法に規定する利用者負担額の支払を受けなければならない。	利用者負担額の支払いを受けているか。	法第27条第3項第2号 法第28条第2項第2号・第3号 平26府令39第13条第1項 市確認条例第13条	利用者負担額の支払いを受けていない。 利用者負担額の受領が不十分である。	C B
	(2) 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る)は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る平26府令39第13条第2項に規定する特定教育・保育費用基準額(以下「特定教育・保育費用基準額」という。)の支払を受けるものとする。	法定代理受領を受けないとき、特定教育・保育費用基準額の支払いを受けているか。	平26府令39第13条第2項 市確認条例第13条第2項	法定代理受領を受けないとき、支給認定保護者から特定教育・保育費用基準額の支払いを受けていない。 支払の受領が不十分である。	C B
	(3) 特定教育・保育施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しなければならない。	特に必要であると認められる対価の支払いについて定められた範囲内で設定されているか。	平26府令39第13条第3項 市確認条例第13条第3項	特に必要と認められる対価の支払いの金額について、定められた範囲内で設定していない。	C
	(4) 特定教育・保育施設は、(1)から(3)までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用を次の①から⑤までに掲げる費用のみとしなければならない。 ① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用(3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定子どもについては特別利用教育を提供する場合を除き、主食の提供に係る費用に限る。) ④ 施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けていないか。	平26府令39第13条第4項、第36 条第3項 市確認条例第13条第4項、第44 条第4項	便宜に要する費用について①から⑤以外の費用の支給を受けている。	C
	(5) 特定教育・保育施設は、(1)から(4)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しているか。	領収証を交付しているか。	平26府令39第13条第5項 市確認条例第13条第5項	費用の支払いに対し、領収証を交付していない。 領収書の交付が不十分である。	C B
	(6) 特定教育・保育施設は、(3)及び(4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、(4)の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得ているか。	使途・額・理由について書面で明らかにするとともに、4を除き文書による同意を得ていない。	平26府令39第13条第6項 市確認条例第13条第6項	使途・額・理由について書面で明らかにするとともに、4を除き文書による同意を得ていない。 文書による同意が不十分である。	C B
第5 会計の区分	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	会計の区分はされているか。	平26府令39第33条 市確認条例第34条	特定教育・保育事業の会計を他の事業会計と区分していない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第6 保育に関する基 准 1子どもの心身の 状況の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	子どもの心身の状況などの把握に努めているか。	平26府令39第10条 市確認条例第10条	利用にあたり、子どもの心身の状況などの把握に努めていない。	B
2小学校等との連 携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	小学校等との連携に努めているか。	平26府令39第11条 市確認条例第11条	終了にあたり円滑な持続に資するよう、他の機関との密接な連携に努めていない。	B
3事故発生時の 対応・事故の再 発防止	(1) 事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じなければならない。 ア事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備。 イ事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。 ウ事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な開催。	アからウに関する措置を講じているか。	平26府令39第32条第1項 市確認条例第33条第1項	アからウに関する措置を講じていない。 措置が不十分である。	C B
	(2) 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	事故発生後の対応について、必要な措置を講じる体制が整備されているか。	平26府令39第32条第2項 市確認条例第33条第2項	速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制が整備されていない。	C
	(3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	事故の状況、処置について記録されているか。	平26府令39第32条第3項 市確認条例第33条第3項 市確認条例第35条第2項(5)	事故の状況及び処置についての記録がない。	C
	(4) 特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	損害賠償を速やかに行っているか。	平26府令39第32条第4項 市確認条例第33条第4項	損害賠償を速やかに行っていない。	C
	(5) 特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	事故防止及び事故発生時の職員の対応について、必要な措置を講じているか。	平26府令39第18条 市確認条例第18条	体調の急変時その他必要な場合に速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C
4提供する教育・ 保育の質の向上	教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。	提供する教育・保育の質の向上に努めているか。	法第33条第5号	質の向上に努めていない。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
5教育・保育の提供の記録	(1)特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	教育・保育の提供について記録されているか。	平26府令39第12条 市確認条例第12条	教育・保育の提供について、必要な事項を記録していない。 記録が不十分である。	C B
6幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	特定教育・保育施設は、次のアからエに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該アからエに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。 ア幼保連携型認定こども園 ＜幼保連携型認定こども園教育・保育要領＞ イ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 ＜ウ及びエに掲げる事項＞ ウ幼稚園 ＜幼稚園教育要領＞ エ保育所 ＜保育所保育指針＞	施設の区分に応じた適切な特定教育・保育の提供を行っているか。	平26府令39第15条第1項 市確認条例第15条第1項	区分に応じ、該当する要領・指針等に基づき、心身の状況等に応じた適切な特定教育・保育の提供を行っていない。	C
7相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	相談及び援助を行っているか。	平26府令39第17条 市確認条例第17条	子どもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努め、保護者に対し、相談に適切に応じ、助言その他援助を行っていない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第7 記録の整備	(1) 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平26府令39第34条第2項 市確認条例第35条第2項	職員、設備に関する諸記録を整備していない。	C
				記録の内容が不十分である。	B
	(2) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる①から⑤の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	教育・保育の提供について記録されているか。(再掲)	平26府令39第34条第2項 市確認条例第35条第2項	教育・保育の提供について、必要な事項を記録していない。(再掲)	C
				記録が不十分である。(再掲)	B
	②第6の6に定める「特定教育・保育の提供に当たっての計画」	特定教育・保育の提供に当たっての計画の記録があるか。		特定教育・保育の提供に当たっての計画の記録がない。	C
				記録が不十分である。	B
	③第3の11に定める「市への通知に係る記録」	市への通知に係る記録を整備しているか。		市への通知に係る記録が整備されていない。	C
			市への通知に係る記録が不十分である。	B	
④第3の23(2)に定める「苦情の内容等の記録」(再掲)	苦情内容等を記録しているか。(再掲)		苦情内容等を記録していない。(再掲)	C	
			記録が不十分である。(再掲)	B	
⑤第6の3(5)に定める「事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録」(再掲)	事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録があるか。		事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録がない。(再掲)	C	
		その完結の日から5年間保存しているか。		その完結の日から5年間保存していない。	C